

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者	法人番号	住所
北芝電機株式会社	3380001000371	福島県福島市松川町字天王原 9 番地

2 指名停止措置期間

令和 2 年 9 月 1 8 日～令和 2 年 1 0 月 1 7 日（1 ヲ月）

3 指名停止措置の範囲

官庁営繕部の発注する工事

4 事実概要

北芝電機（株）は、遅くとも平成 2 9 年から令和元年 5 月までの間、請け負った建設工事の一部において、主任技術者を配置すべきところ、資格要件を満たさない技術者を配置した。このことが建設業法第 2 8 条第 1 項第 2 号に該当するとして、令和 2 年 6 月 2 3 日に建設業許可部局である東北地方整備局長から指示処分を受けた。

5 指名停止措置理由

上記 4 は、「官庁営繕部所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第 2 第 1 3 号（建設業法違反行為）に該当すると認められる。

<官庁営繕部所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領>

別表第 2 第 1 3 号

措置要件	期間
(建設業法違反行為) 13 指定区域内において、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から 1 ヲ月以上 9 ヲ月以内